

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

第6回 議事概要

日時： 平成28年7月13日（水）15:00-17:00

場所： 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

○志知参事官

定刻となりましたので、ただいまより、第6回「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催いたします。

御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、飯島委員から御欠席と連絡をいただいております。

あと、辻委員がちょっとおくれていらっしゃるようでございます。

なお、本日は、きらりよしじまネットワークの人材育成に関しまして、高橋委員及び山形県川西町より事例発表をしていただきます。

それでは、最初に、石破大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。

○石破国務大臣

担当大臣でございます。

お忙しい中、時間をやりくりしていただき、お出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは、今、申し上げましたように、きらりよしじまのお話を最初に承るということで、役場からも、また、高橋事務局長にもお出かけをいただいております。

私もこの仕事をやるようになったときに、よしじまの話はものの本で読んだという覚えがございます。どこに行ってもリーダーがいなくて、若い人がいないとかいうことで終わってしまうのですけれども、ここにおけるワークショップを使って、住民が総参加という形でやっていくという取り組みは、極めて重要なことであって、行政に依存をするのではなくて、住民がいかに主体性をもっていくか、本の受け売りで恐縮ですが、行政とか、企業、大学など、そういうものと議論をしていく上においては、住民の能力というのか、意思というのか、これを高めていかなければいけないということは、頭ではわかるのですけれども、実際にそれをやっておられるというのは、意外とこういう地域はいっぱいあるのだらうと思っておりますが、そういう地域の方々に勇気というか、やる気というか、それを与えるような事例だと思っております。きょうは、お話を聞くのを大変に楽しみにいたしておる次第であります。

本日は、中間報告案を御議論いただくわけでございます。組織論、あるいはその課題を位置づけ、解決方策について、現段階の方向をお示したものと承知をいたしておるところであります。今、7月なのですが、来月8月には中間報告を取りまとめ、年末の最終報

告に向けて御議論をいただき、恐らく法改正というものは、別に嫌がっているわけではなくて、やらなくてはいけないと思っていまして、中間報告の取りまとめで、かなり精緻なものできている。最終報告のときに、あれが落ちた、これが抜けていたみたいな話では、その後の対応に支障をきたしますので、ぜひとも小田切先生初め、皆様方には御迷惑をかけますが、極めて大事なことだと思っております。

参議院選挙の期間、全国を回ってみました。地域の疲弊というのは、相変わらずとまっていない。だけれども、本当にやる気があって、よみがえりかけている集落も地域も、実はたくさんあるのだが、衰退がとまらないという地域のほうが明らかに多いと思っております。これをとめて、やる気があるそういうところをふやしていくというのは、かなり時間との勝負だと思っております。

とにかく行政が何かやってくれないか、やってくれないではなくて、我々がこれをやるのだという、意識の覚醒みたいなものがどうしたらできるのかということが一番のポイントであって、組織論とか、それは必ず随伴するものだと思っておる次第であります。済みません。毎回御面倒をおかけしますが、来月末の中間取りまとめに向けて、ぜひとも精力的な御議論を賜りたいと思っております。

また、私どもの部局もかなり人事異動がございましたが、人がかわったからといって、停滞をすることがないように、よく私どもも努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○志知参事官

大臣、ありがとうございます。

それでは、以後の議事運営は、小田切座長より、お願い申し上げます。

○小田切座長

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、石破大臣からもございましたように、きょうは、前回は「論点」という形の項目ベースだったものを文章にして、中間取りまとめという形で御議論いただくことになっております。

今回のイメージは、私から申し上げさせていただきたいと思いますが、8月10日だと思いますが、そこでは、具体的な議論というよりも、恐らく大臣に完成した文書を手交して、今後の展開について議論をいただくということになるろうかと思っております。そういう意味では、中間取りまとめについての議論は、きょうが最後になると思っておりますので、ただいま大臣からもございましたが、ぜひこの場でしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

その前に、山形県川西町吉島地区のきらりよしじまから及び川西町役場からお話をいただくことになっております。前回の議論のときに、人材育成が肝であるという議論がござ

いました。振り返ってみれば、ここの議論は、高橋委員から第1回目にお話をいただいたのですが、再度確認させていただきます。実は前回の後に、私は吉島をお訪ねさせていただいたのですが、人材育成の仕組みがかなり詳細かつ実践的にワークしているということに気がつきました。そういう意味で、きょう、改めてきりりよしじまから、それを支える町からお話をいただき、皆様方に議論をしていただきたいと思います。

私から長くなりますが、早速、それでは、きりりよしじまの高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員

改めまして、皆さん、こんにちは。きりりよしじまネットワークの事務局長の高橋でございます。

人材育成については、さほど目新しいようなことをやっているという認識はありませんで、10年間、こんな感じでやってきておりますので、少しずつ定着してきているという形であろうと思います。決められた時間でありますので、早速、説明をさせていただきたいと思います。

（【資料1】高橋委員提出資料 P2）

私たちの活動は、年4～5回の住民ワークショップ、評価活動などを行っているわけですが、どこの地域づくりのワークショップでも出てくるというものが、地域づくりの後継者が必要であるとか、あるいはリーダーがいない、コーディネーターが必要だ、人づくりをしなくてはいけないのだというような話が出てくるのですが、では、その人づくりというのは、誰が育てるのかという、そういう議論はなかなかできてこなかったという部分があると思うのです。

そういう意味で、私たちは、人づくりというのが地域課題であるという認識を持とうということです。あるいは地域運営組織という組織であれば、それは組織課題であるという形で、いわゆる企業も目的を達成するために、きちんと人材育成をしながら、ものづくりであったり、そういうものをしていくわけでありますので、地域づくりの分野も、地域が責任を持って人を育てるべきだろうという形を、全世帯加入のNPOとして、総会の場でも、その合意形成を図って、システムを動かしているわけであります。

ただ、人材育成というものがひとりよがりで行うのではなくて、住民の皆さんから認められて、人が育っていく仕組みはどういう形でできるものかという形で、これも今までワークショップの中で議論してきたわけでありますが、こんな仕組みを動かしながらやってきております。

（【資料1】高橋委員提出資料 P3）

吉島には22の自治会があるのですが、その自治会が運営する自治公民館、いわゆる分館が19あるのですが、その自治分館長が推薦をする、18～35歳までの若者であります、それがきりりよしじまの教育部会の専門部に所属するという推薦制度をつくっております。

ですから、きらりよしじまとしては、人材の発掘はしないのです。いわゆる自治会長さん、あるいは公民館長さんがきちんとその集落の若者とつながっていないと、きらりの専門部に推薦することができないということです。ですから、私たちは、集落の中でもきちんとリーダーが若者との関係をコミュニケーション保ちながら、地区の中に出番をつくってもらえるようにという形で、こんな制度をつくったというところがあります。

専門部に入りますと、非常勤の事務局であります、現在23人います。常勤の事務局は7人おりますけれども、仕事を持ちながら、きらりの事務局として頑張ってくれている若い連中23人おりますが、現在、平均年齢が33.8歳です。それらと一緒に専門部員は、主に社会教育活動に参加をしてもらいますが、ここでは主にプレイヤーとしての活動になります。そこで、2年間、既存の事務局と一緒に活動して、任期が終了いたしますと、また自治会に戻る若者、もっとやってみたい、地域づくりをもっと学んでみたいという子は、事務局にスカウトするわけです。

事務局に入りますと、さらに2年間、これはお金をかけて育てなくてははいけませんので、OFFJT、あるいはOJTの中で、主にコーチング、ファシリテート、PDCAを専門的に学んでもらいます。このときの旅費、日当についても、きらりから本人にお支払いをするという形をとっております。

事務局で4年たちますと、晴れて事務局になれるわけでありまして、その中で、今度は各部会に配置をされまして、要は先輩方と一緒にプレイヤーとして、あるいはマネジメントを学びながら上に上がっていくという仕組みであります、その上にマネジャーという人がいるのです。

ここにありますがけれども、いわゆる部会をコーディネートする役割であります。これについては理事と一緒にマネジメントとマーケティング、あるいはPDCAというものを学んでもらうという形であります。

理事を勇退されると、地域指導者という形で、もう一度集落に戻っていただいて、次の若者の発掘という形をお願いをしている。こんな形で、今、2サイクルぐらい回って、入れかえもしておりますけれども、やっている状態であります。

（【資料1】高橋委員提出資料 P4）

私たちは、人材育成を自前で行える魅力というものをきちんと発信していこうと考えているのです。要は住民が課題解決の手法を学んで使えること、これはすごい魅力なのではないかと思えます。

地区の計画がありますけれども、ビジョンの見える化とそれに地域の人材の体系化ができるのだということは、自前でできる部分があるのではないかと思えます。

地域の課題を社会的事業として、実践することができるということでもあります。

そのやったことを、自分たちの組織の診断と事業診断、あるいは評価することができるということで、住民がきちんとPDCAのサイクルの中に入り込んでいくということが、人材育成の中でも重要な部分であろうと思うのです。

（【資料1】高橋委員提出資料 P5）

そして、鍛えられた若者は、当事者意識というものがかなり高まっていく。前回にもお話をさせていただきましたけれども、いわゆる課題解決をするプロセスです。その学びを通して、人の当事者意識というのは高まっていくのではないかと考えています。

きらりの活動の中から生まれた若者は、それぞれにスキルを使いながら、新しいネットワークをつくり始めます。また、地域の課題のために、次世代青年の担い手として、中高生の学びの場の提供であったり、農業青年においては、基幹産業の6次化の担い手として、現在、農業研修生の受け入れであったり、都会に出て、販促活動であったり、そんなこともやっております。

また、新しい賑わいをつくっていこうという形で、新しい文化をつくりながら、下の子につなげていこうという形で、当事者意識が芽生えることによって、活動の場がどんどん広がっていくととられているわけであります。

（【資料1】高橋委員提出資料 P6）

私たちは、人材育成でこの2つを挙げております。

まず組織をきちんと運営、経営できる、マネジメントができる人材、それから、その組織が起こす事業をきちんと運営できるプレイヤーの育成であります。ですから、特にマネジメントについては、プロから学ぶ環境というものをつくっております。また、住民がプレイヤーとして自己実現できるために、自分たちが何を学びたいのかということ、住民の声を尊重しながら学びの場の提供をしているところでもあります。

（【資料1】高橋委員提出資料 P7）

よく言われる組織のやっていることが住民に伝わらない、あるいは参加しないという課題があると思います。私たちもかなり悩みました。ホームページ、あるいは紙ベースでも住民には周知をするのでありますけれども、これは何らかの形で参加してもらっている方の口コミが一番であろうという形で、何らかの形で参加してもらっている方、コアリーダーと言っておりますが、現在、157人の方をお願いをしてあります。

私たちは彼らの声、力をかりまして、住民の皆さんに周知、あるいは参加の取りまとめなどをお願いしています。これには小学生、中学生、中高年の方、高齢者もコアリーダーさんとして、活動してもらっております。

基本的に私たちは、コアリーダーさんの持っている資源、いわゆる外とのつながりであったり、労力であったり、そのコアリーダーの持っている資源を活用させていただくということにしています。いわゆる住民が持っている資源を地域にどうやって還元できるかという部分では、住民の中にはさまざまなつながりを持っている方がいらっしゃいますから、そういう方々をきちんとつないでいこうという形で、コアリーダーという制度もつくっております。

（【資料1】高橋委員提出資料 P8）

ですから、今までのように役員が充て職の中では、なかなか進んでいかない。まず事務

局が機能化されているのかという部分が大きなネックになるのだらうと思います。今までは住民側に対して、お願い、依頼の関係できたものとなると、それは住民に伝わりにくかったと感じています。これからはきちんと住民を表舞台に引き出すような、活動のコアとして、組織の中に取り組んでいくということが求められていくのではないかと考えております。

（【資料1】高橋委員提出資料 P9）

9ページについては、時間がございませんので、後ほどお読みいただきたいと思います。

（【資料1】高橋委員提出資料 P10）

10ページについても、お読みいただければと思います。

（【資料1】高橋委員提出資料 P12）

地域と行政、町との人材育成のかかわり方について、若干御説明をいたします。

川西町には、地域支援の形として、3つのトライアングルがあります。

1つが地域支援調整会議、これは町長がトップになって、課長級といわゆる情報の共有、地域課題の協議を行政ベースでやっていただく。

地域づくりの連絡協議会とありますが、これは7地区のトップと代表者と事務局長、町がかかわってやっているのですが、これはお互いの事実確認をする場であります。お互いに情報交換をしながら、つながるところはつながっていこうという形でやっています。

それと、支え合いのまちづくり会議、これは各課の主幹クラスと7地区の事務局長が集まって、お互いの事務作業の効率化であったり、類似事業を1つにまとめるという作業です。情報交換の場という形で、その会長を民間（高橋）が受け持つ形でやっています。

（【資料1】高橋委員提出資料 P13）

ここから生まれたのが川西町のまちづくりマイスター養成講座です。これは7地区から推薦された地域のプレイヤーが、マイスターの中に推薦されて受講するという仕組みであります。マイスターは、一定の科目を受講しますと、マイスターとして町長が認定をする。認定されたマイスターは、7地区に戻って、地域の事務局と一緒に活動を展開していくという形で、ことしで6年目になりますが、それが今まで50人のマイスターが誕生しております。

きらりの事務局も全てマイスターを必須でとらせておりますけれども、きちんと行政としても、その人材育成の場がある、コミュニティとしても人材育成の場があるということ、お互いの議論の中から出てきた仕組みであると感じているところであります。

決められた時間でありますので、この辺で私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小田切座長

高橋委員、大変ありがとうございました。

後で、皆様方と質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、最後に出てきました行政の取り組みにつきまして、川西町まちづくり課の小形さんから、5分程度で御説明を行っていただきたいと思います。

この委員会は、今まで地域からの御説明のほとんどが市町村長さんをお願いしておりますが、小形さんは主査ですが小形さん自身がきりりよしじまの中で育てられた、地域のリーダーであります。そういったことも含めて、議論していただければと思います。

それでは、小形さん、よろしく願いいたします。

○小形主査

山形県川西町からまいりました、小形崇洋と申します。よろしく願いいたします。

本日は、川西町の地域づくりの仕組みについて、御説明させていただきたいと思います。

川西町は、吉島地区を初めといたします、7地区で川西町を構成しております、その7地区全てで地区経営母体、地域運営組織を設置し、あわせて地区計画を策定しながら、今、地域づくりを進めております。平成18年から進めまして、現在、10年が経過しております。

簡単に経過を御説明したいと思います。

(【資料2】山形県川西町提出資料 P2)

2ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年に、川西町まちづくり基本条例を制定いたしました。この制定に至った背景につきましては、川西町は、人口の減少ですとか、高齢化の推進、地域の衰退というのが課題として挙げられました。また、行政につきましても、財政状況の悪化がありまして、地域が自分たちで進めていけないということもあり、また、合併の話もありまして、万が一川西町がなくなっても、地域が自主自立した地域づくりをつくらなければいけないという背景がございます。

平成18年度、町の総合計画、第4次総合計画が策定されまして、そこで、まちづくり基本条例にあります、協働のまちづくりという考え方から、発見・協働・実現、地域再生へというテーマを掲げまして、ここで初めて地域へ地区経営母体の設立と、あわせて計画の策定をお願いしてきた経過でございます。

この地区経営母体の構築につきましては、自主自立による地域の経営というものをお願いしました。この中で、4つの役割を町からお願いいたしました。

まずは地区経営としての意思決定機関として、組織してください。

地域自治活動の運営責任もお願いいたします。

それにあわせまして、地区計画の策定、地域の課題を洗い出し、それを解決するための手法も、地区の中で考えてください。

町は、それに対して、交付金を準備しますので、その交付金の使途決定につきましても、地域でお願いするというお願いをしてきました。

(【資料2】山形県川西町提出資料 P3)

続いて、それに対する町側の支援でございます。

地域自立支援制度といたしまして、当初、3つの支援を地域側にお示しをしました。

まずは財政的支援でございます。先ほどの地区計画を推進するための交付金、一括交付金を平成18年当初からお渡しをいたしました。計画のレベルといたしますか、その内容にあわせた中で、当初、50万円からスタートいたしましたけれども、現在では、1地区当たり1年間160万円をお支払いし、それをもとに地区計画を推進していただいております。

また、現在、地区交流センターというものを地域活動の拠点として、それぞれの経営母体には、拠点施設として使っていただいております。その施設は、町の施設ですので、指定管理者ということで、お願いをしながら、指定管理料にセンターの管理費用と合わせて、人件費もここで見させていただいております。1地区当たり約1,100万円をお支払いしております。

続きまして、人的支援でございます。これにつきましても、平成18年当時から任務内容を地区経営母体の設立支援、計画策定、もしくはその推進、地区交流センターの管理運営、現在ですと、計画を推進するための各種補助金への申請支援、町と地区の連絡調整等、これまで課題にあった中で、地域担当制をしきながら行ってまいりました。

3つ目に体制支援ということで、先ほど高橋局長からも御説明がありましたけれども、3つの会議を持ちながら、地域の中での地域の共通課題を整理する場所として、地域づくり連絡協議会。

また、地区と行政とで事務的なレベルを中心ですけれども、話し合う支え合いのまちづくり会議。

それぞれの課題を行政内部で議論する、地域支援調整会議を持ちながら、課題が出たとき、すぐに対応できる、それぞれの立場で話し合える場をつくり、すぐに回答なり、対応できるような体制づくりのために、この3つの体制を整えさせていただきました。

最後に人材育成支援とありますけれども、それぞれの地域の共通課題として、人材育成ということが掲げられました。それが7年前でございます。それぞれの3つの会議を経ながら、行政としても力を入れていく1つの事業として取り上げ、まちづくりマイスター養成講座を町の事業として実施し、地域から推薦された受講生が昨年までの5年間で50名のマイスターを養成することができました。その50名の方々は、今、地域に戻り、それぞれの地域協議会等で活躍をしております。

あわせて、町では、地域に限らず、町全体として動いていただける、将来のリーダーを見据えた中での若者未来塾事業を展開しております。若者が考える事業企画に対しても、補助金を交付しながら、地域振興に取り組んでいます。

川西町の特徴としましては、話し合いを密にしてきたことだと思っております。平成18年から、それぞれ事があるたび、課題が出るたびに、地域側と行政側で話し合いを行い、それが今では地域の中でも決める会議、決めない会議を経ながら、第3期の地区計画が策定するまでに至りました。

以上のようなことで、川西町の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小田切座長

小形主査、本当にありがとうございました。

それでは、ただいまの2つの発表を受けて、特に地域運営組織内部の人材育成、あるいはそれへの行政の支援のあり方について、皆様方から御意見、御質問などをお願いしたいと思います。

まずそれでは、私から最初に、ただいまの小形主査にお尋ねいたします。小形さんは町の職員として、ただいまのような地域運営組織に対する支援の御担当でもあるわけですが、先ほど少し御紹介させていただきましたように、きらりよしじまのメンバーの1人でもあります。恐らく吉島の中で、育てられたプロセスがあったと思いますが、よろしければ、簡単に御披露いただけませんか。

○小形主査

私が地域にかかわったのは、今から16年ほど前になります。まだ20代前半で、正直、最初は平成12年、13年、職員として地域にかかわったものですから、仕事として捉えている面がございました。しかし、たまたま地元で仕事をしたということもありまして、かかわる方皆さんに、どこどこの息子、どこどこの孫ということで、頑張れという声をかけていただきました。あわせて、私のおやじであったり、おじいさんに大分世話になったということもお聞きしました。そのことが自分の中では、役場職員として携わらなくてはいけないというよりも、地域の皆さんから、自分だけでなく、世代を超えた中で、地域の中の一員として、何かしらにかかわっているということを理解したときに、自分もというふうになったのかと、今、思っております。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。藤山先生、お願いいたします。

○藤山委員

大変すばらしい活動をされていて、2つだけお聞きしたいのですが、1つは、これだけのすばらしい活動を展開している主な場所というか、というのは、小さな拠点というのを我々は論議しているわけで、どのあたりを一番土俵としてやられているのかということをお聞きしたい。

きらりよしじまは、全国でもトップランナーだと思うのですが、こういうことを広げていくため、川西の中でのきらりよしじまの位置づけというか、それがほかの地域とどう

いうふうに影響をし合っているのか、それを役場としては、どういうふうにサポートされているのか、こういった波及の辺を少しお聞かせいただくとありがたく思うのです。

○小田切座長

それでは、1点目を高橋さんに、2点目を小形さんをお願いいたします。

○高橋委員

ありがとうございます。

活動のエリアは、きらりよしじまについては、置賜管内という形で、3市5町です。拠点のある吉島地区交流センターは、元地区の公民館であります。そこを拠点にしてやっているのですが、活動そのものは、必ずしも吉島ではないということです。

例えば介護予防のデイサービスの会場については、南陽市の旅館などを使わせてもらっておりますし、買い物支援のタブレットなどを御協力いただいている会社は、米沢の会社であったり、要は地域の中にあるものは、外にあるわけでありますから、拠点は吉島の中にあっても、活動のエリアは、今、3市5町、置賜の中で活動させていただいている。きらりよしじまをサポートしてくれる周りの方々も、3市5町、あるいは県外からも集まっています。今、サポートをしていただいている状況であります。

○小田切座長

ありがとうございます。

お願いします。

○小形主査

外部的には、正直いいますと、吉島地区、もしくは東沢地区というのがどうしてもマスコミ等にも取り上げられまして、目立っています。町内7地区、ほかの5地区につきましては、それに対して、自分たちが劣っているという意識よりも、自分たちもやっている、東沢、吉島に負けていないという意識があります。正直、ライバル意識が相当強いです。先ほど説明したそれぞれの会議の場でも、「吉島はたまたま見せ方がうまい」という意見が出されるくらいです。

○小田切座長

7つが横一線という、そういうイメージを地域の方がお持ちだということです。

○藤山委員

リーグ戦で頑張られるということです。

○小田切座長

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

きらりが、新聞とか、あるいはテレビを使って、最初の3年間はかなり広報をしてきたのです。その中で、ほかの地区がその番組を見たり、新聞を見たりすると、なぜ自分の地域にはこういうサービスがないのかとなっていくます。そうすると、何で吉島はやれるのかという部分になってきますので、そのときに初めて、局長、うちのところへ来て教えてくれ、あるいは自主防災の初動とか、規約の作り方を教えてくれという形で、3年目以降、連携がとられていまして、今、7地区には、全て自主防災もできておりますし、5つの地区では、それぞれの学童保育も民間が運営をしていることになってきております。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方々から、御意見や御質問はいかがでしょうか。大臣、ぜひお願いいたします。

○石破国務大臣

専従の方は、今、7名とおっしゃいましたか。この人たちは、大体どのくらいの収入を得ているのですか。その自主財源の確保も大事だとおっしゃっているのですが、自主財源なるものをどのようにして確保しておられるのか。

今、いただいた紙で見ると、メンバーは自治会から推薦するということになって、オーケーですとなっているのですけれども、オーケーとみんなが言うわけがないので、オーケーではないという人もいるだろうと思うのです。そういう人たちが進んで参加できるというのは、どういうバックグラウンドがあるのだろうか。

4つの部会があって、自治部会、環境部会、福祉部会、教育部会とあるのです。例えば教育部会というのは、先ほどの放課後の何かをやるとか、そういうことがメインなのか、それとも地元の小学校、中学校とどういう連携になっているのか、自治部会は何をするのか、環境部会は何をするのか、福祉部会とは何だろう、そのほかにも必要なものというものはあるのですか。

例えば第一次産業、私もここは何度か行ったことがあるのですけれども、主力は米、畜産があって、果物でしたか、そういうものだと思うのですが、かなり本格的なローカルなところだという感じなのです。あと、少し観光がありましたか。そうすると、例えば第一次産業というときに、このきらりよしじまが果たされている役割、あそこはJAも結構強いところだったと思うのですけれども、どういうふうな連携をとっておられるのか。

えらくわらわらいろんなことを聞いて、申しわけないのですが、これがポイントだということをお教へいただけると、大変ありがたいです。

○高橋委員

まず初めの御質問でありますけれども、公民館長さんから推薦されて、挙がってくるのですが、確かに何をやるのかという若い連中もいるわけです。ただ、もともと前からいた事務局は23人おります。そこには先輩であったり、後輩であったり、あるいは中学のときにいじめられた人がいたりという形で、その若い連中の居場所がそこにあるということです。ですから、先にいる事務局が、新しく来る若い人たちをウエルカム状態で招き入れるという形になる、一緒にやってみようという形がまず1つあります。その活動に対して、自分がやってみようということを自由に話せる場がまずあるということが1つあります。

部会の構成であります。自治部会というのは、今までの既存の団体、要は自治会長連絡協議会とか、防犯協会、農業団体で、JA青年部とか、JA女性部、あるいは農業振興対策協議会とか、地域の農業団体がありますが、いわゆる暮らしの課題を解決する、生活の課題を解決する部会として、その団体に部会に入っております。ですから、この中では、例えば六次産業という形では、総務省の過疎事業の補助をいただきまして、加工施設を設置いたしまして、今、3つの部会に分かれて、それぞれが調査・研究をしているところであります。

環境衛生、福祉については、地域福祉であったり、地域の環境保全、住民ができるエコについて実践していこうという形で、例えばEMの石鹸を住民がつくって、全戸に配布しております。それから、小さな小川があるのですが、そこにEMだんごをつくって、定期的に入れて、川をきれいにしていこう、蛍が住めるようにしていこうなどの活動をしているのです。福祉では、買い物支援であったり、お出かけ支援、見守りです。

教育部会については、主に社会教育事業、生涯学習がメインになっております。その中に人材育成として、住民ワークショップであったり、あるいは専門家を呼んで学ぶ環境というものを教育部会が担当としてやっているところであります。

学校との連携であります。幼稚園、小学校、中学校、交流センターの合同連絡会議を定期的にかけてあります。ですので、子供たちがブッキングする事業がほとんどないのです。きりりから学校に委託事業を出しております。少ない額ではあります。家庭教育という部分です。きちんと学校を通して、保護者の中でやってもらえるように、きりりから学校に委託金を払って、委託をしている状況であります。よろしいでしょうか。

○石破国務大臣

済みません。自主財源をお願いします。

○高橋委員

財源については、1つは産直の運営をしてございます。それから、インターネットの販売もしております。この7月からでありますけれども、東京にチャレンジショップをオープンいたしまして、そこに地域の若者が来て、いわゆる高齢者がつくったものを高齢者の所得向上のために、東京でも販売をする。ゆくゆくはファンクラブをこちらにもつくって、ツアーに結びつけたり、あるいは移住、定住ができるような受け皿をつくっていかうという形で進めております。

それと、うちの事業で、先ほど高齢者の学びの塾や、学童保育もそうですが、全て受益者負担、幾ばくかの会費をいただくシステムであります。要は住民が必要なものにどれだけのお金を出せるかということも、住民に問いかけをしながら、ですから、スポーツクラブの運営もしておりますが、住民のアンケートをとって、月幾らだったら出せるという形で、その中で会費を設定して、それに住民がお金を出す。中には、なかなか経済的に苦しい家庭もございます。それについては、その部分をきらりが負担をして、減免、あるいは免除という形もっております。

○石破国務大臣

これは全世帯が加入しているのですか。私は入りたくないというのはないですか。

○高橋委員

今まではないのですが、常にきらり側としては、その辺がびりびりしている状況です。要は集落単位で、うちは嫌いだから抜けようとなってしまうと、その連鎖が怖いわけです。ですので、私たちは、住民の皆さんの寄附をいただいて、それを基金として積み立てをして、その基金から各自治会で行う活動費の助成金も出しているのです。ですから、自治会も競争しながら地域の中で参加をして、自分たちでお金を出しながらそのお金を使って活動する、その環境もつくっているところであります。

○石破国務大臣

会費は1年幾らですか。

○高橋委員

1世帯当たりの負担額が3,315円です。

○石破国務大臣

専従の方の給料は幾らですか。

○高橋委員

大体平均19万から20万ぐらいです。

○石破国務大臣

ありがとうございました。

○小田切座長

その財源には、町からの交流センターの指定管理料も入っているということですね。

○高橋委員

はい。

○小田切座長

時間の関係で、あと1問ぐらいですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私からですが、現場にお訪ねして気がついたのですが、事務局研修生、事務局になる前の準備段階の方々ですが、この方々が大変誇りを持って、自分が研修生になったというステータスを持っていたのです。これは大変驚いて、普通やりたくないものをその準備段階で誇りを持っている。この秘密は何でしょうか。

○高橋委員

今、研修生ですね。これから2年間、先輩スタッフと一緒に学びを共有していくわけですが、事務局になりますと、きりはバッジがもらえるのです。晴れて運営スタッフであるというバッジがありまして、それを総会で住民の前で皆さんに披露してもらえるわけです。最初の専門部の段階から事務局の研修生まで、おおむね4年間、地域活動の中で、その若者が顔を見せる場がありますから、そのときにやっとお前はバッジをもらえたかという形で、住民の皆さんから褒めてもらえるわけです。ですから、その先輩方がやっと思もらえたのだということを教えてくれますから、それがステータスになっているのではないかと考えております。そんなおもちゃも使いながらやっております。

○小田切座長

よろしいでしょうか。牧野委員、これで最後になります。

○牧野委員

人材育成の話で、若い皆さん方というのは、どこら辺がターゲットになっているのか。小学生、あるいは中学生、高校生、社会人も含めて、ターゲットになっているところを教えてくださいたいということです。

また、町のほうの財政資源の話で、1地区全部横並びで160万ということなのですが、実際に7地区の人口は、一番最初のときの資料を見させてもらうと、かなり差があるのですが、これは一律で、全地区同一金額ということなのでしょうか。そこら辺を教えてくださいいただければと思います。

○高橋委員

人材育成のターゲットは、小学生から社会人までになります。小学生については、わんぱくキッズスクールというスクールをつくっております。キッズジョブというスクールの中で、子供たちは働くことを学んだり、あるいは大人とのコミュニケーションを学んでいく。

中学に入学する前に、6年生の段階でリーダーとサブリーダーを決めて、中学校に送り出してやります。ですから、その子を通して、地域活動のボランティアをお願いすると、中学生はそのリーダー、サブリーダーを通して、地域のために働いてくれる。運動会の競技役員の7割は、中学生のボランティアで運営をしております。

また、それを支える高校生については、1年生、2年生は部活動で忙しいものですから、3年生です。県大会が終わって、6月から9月、受験が9月まで時間がありますので、それを中心に地域活動に参加してもらうという仕組みをつくっております。

社会人については、ユースクラブという小中高生を指導するボランティアサークルをつくっております。その事務局長が先ほどお話をした小形でもありますけれども、そうやって次の世代の育成をユースクラブ、社会人が今、47人おりますが、そのネットワークの中で、子供たちを育ててもらっております。

○小形主査

交付金につきましては、幅を持たせております。一番大きい地区で、約1,500世帯です。一番小さいところで、約200世帯の地区があります。余り差をつけると、問題もございましたので、一番小さい世帯で150万円、一番大きいところで170万円、平均的にいいますと、160万円という額で、提示させていただいております。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、時間の関係で、とりあえずきりぎりし及び人材関係についてのヒアリングはこれで終わりにしまして、これを中間報告にどのように書き込むのかということは、また後ほど御議論いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、後半のいよいよ中間報告についての議論を進めてまいりたいと思っております。

先ほど申しましたように、きょう、議論していただきまして、次回、大臣に対して手交するという、そんな手はずになっております。

大臣は公務によって、ここで御退席されます。

(石破国務大臣退室)

○小田切座長

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○青柳次長

6月21日付で、麦島の後任になりました、事務局次長の青柳と申します。よろしく御願
いいたします。

それでは、私から、資料3「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議
中間報告(案)」につきまして、御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、目次がございます。

1ページから順にでございますけれども「1 中山間地域等における地域の状況」は
「(1) 地方創生をめぐる現状」と「(2) 中山間地域等の状況」について書いてござい
ます。

2ページにまいりまして、中段の最後のところですが、総合戦略における目標に
ついて、記載をしております。

「2 地域運営組織の実態」。

「(1) 地域運営組織の定義」でございますが、これは総合戦略や総務省の定義がそれ
ぞれでございますけれども、機能の面から見ると、地域課題を共有し、解決方法を検討する
ための協議機能と、地域課題解決に向けた取り組みを実践するための実行機能を有する組
織に位置づけられるとしております。

3ページ「(2) 地域運営組織の実態(平成27年度総務省調査より)」は、27年度の総
務省調査の内容を引っ張って、記載をさせていただいております。

「(3) 地域運営組織の分類」についてですが、これは協議機能と実行機能の両
面を有しているということ、一体型と分離型というのがあるということ、それぞれメリッ
ト・デメリットがございますが、協議機能と実行機能、一体型と分離型の軸によりまして、
地域運営組織を整理した場合、4ページの図のように、整理ができるのではないかと
いうことでございます。

4ページ「3 地域運営組織についての基本的な考え方」は、5点ほど整理をさせてい
ただいております。

1つは、1ポツ目、地域運営組織は、参加者の自主的・自発的な考えや行動に基づくも
のであって、組織形態も活動に応じて、みずから決定することが基本。経済活動を持続的
に実施していくためには、法人格を取得する必要性が高まることに留意すべき。

2点目、地域運営組織は多様でございますけれども、基本的要素というのは、①行政上

の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、③一定の区域を基盤として、組織であると整理ができる。

3点目といたしまして、社会学的に見た場合、地域運営組織は、いわゆる共的組織に位置づけられるけれども、公的セクターと連携、または市場セクターとしてのサービスまで活動範囲を広げる存在であるとしております。

4点目、地域運営組織の設立を進める上で、地域住民の当事者意識の醸成、自治体のサポート、組織の設立を促す財源・制度・人材といった要素の条件整備を行政が積極的に進めることが必要である。着実な普及活動を継続する必要があることに留意。

5点目でございますけれども「また」のところがございますように、一体型、分離型のメリット・デメリットを踏まえ、適した組織を選択して、かつ持続的な組織となるよう、法人格の受け皿を整備することが必要であるとしております。

5ページの下「4 地域運営組織が目指す取組等」ということで、これは総合戦略におきまして、7ページのポンチ絵にございますように、4段階、意識の喚起、体制の構築、生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保というステップがございまして、それに従って進めるということを6ページから7ページにかけて、記載をさせていただいております。

最後でございますように、全国の必要な地域で、地域運営組織の量的拡大・質的向上を図っていくことが重要としております。

8ページにまいりまして(2)地域運営組織に対する各省の支援策の関係につきましましては、21ページから22ページに整理をさせていただいておりますけれども、内閣府を初め、関係省から、ここに書いてございますような、さまざまな支援が行われているということでございます。

下の5、ここが肝の部分でございますけれども「5 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方法」ということで、課題として、5つを掲げて整理をしました。

9ページに5つポイントがございますけれども、地域運営組織の法人化、法人類型の話、人材の育成・確保、3点目として、資金の確保、さらに事業に必要なノウハウや知識等の問題、さらには行政等との支援や連携の話でございます。

「(1)法人化の推進」でございますけれども、地域運営組織の事業を発展させようとするれば、さまざまな契約関係が発生する、また、行政からの委託事業を受託することがある、寄附金や行政からの交付金の受け入れといったことから、法人格を取得する必要性が生じるのではないかと。

また、一方で、多様な事業展開に対応した法人格の取得が必要と考えられるとしております。

10ページは多様な法人類型についてですけれども、御議論を踏まえまして、地域運営組織に適した法人格について検討を行ったところ、真ん中辺でございますが、現行法人制度(認定NPO法人等)の有効活用ですとか、また、地域住民主体型のNPO法人、あるいは社会

的利益追求を目的とした営利法人、地縁型組織といった、多様な法人類型の整備を検討する必要があるという議論があったところをごさいますて、これらについて、論点を整理してごさいます。

認定NPO法人につきましては、認定NPO法人に付与されている寄附金控除やみなし寄附金といった、税制優遇措置の活用が重要となるところをごさいます。

11ページにまいりまして、認定基準を満たすことによって、認定を受けるとメリットを受けられるわけをごさいますけれども、地方自治体による条例指定を受けることによって、いわゆるパブリック・サポート・テストを満たすことも可能ということで、地域の実情に応じて、積極的に活用すべきとうたっております。

下の地域住民主体型のNPO法人の解釈につきまして、内閣府の担当部局からも通知が出されておるところをごさいますけれども、社員の資格に地域的な限定を加えることについて、5月30日付での通知でも、社員資格を市町村よりも狭い地域での住民に実質的に限定すること、合理的なものであれば、一般論として許容されるという法解釈、それから、実際にも所轄庁において、柔軟な運用により認証を行っている旨というところを示して、明確化をしているところをごさいます。

また、今後、市町村や地域運営組織への周知の取り組みが必要であるというものでごさいます。

12ページの次ですけれども、社会的利益追求を目的とした営利法人は、経済産業省さんの研究会で検討が行われておりますが、これは制度の検討が行われているところです。

地縁型組織の法人格につきましては、さまざまな御議論がございましたけれども、現状、総務省調査の地域運営組織は、大部分が法人格を持たない任意組織ということです。

13ページにまいりまして、小規模多機能自治推進ネットワーク会議からの法制度の創設に関する提言書がある中で、3つ目のポツのあたりですけれども、地縁型組織の検討に当たって、目的・対象区域・構成員等を確認するための仕組みの必要性について、検討が必要である。

次ですが、地縁型組織が経済活動を含む地域の共同事業を行うものである場合には、ガバナンスのあり方の検討が必要である。

1つ飛ばしますけれども、地縁型組織の法人制度として、認可地縁団体の制度をベースとして、その見直しにより検討すべきではないかという御意見と、別の制度として検討すべきではないかという意見がある。

さらに地縁型組織の検討に当たりましては、地域運営組織の活動を阻害することの内容、これらの論点を含めて、さまざまな角度から検討する必要があるという整理をさせていただいております。

法人制度の理解の促進の重要性についても、その次で触れさせていただいております。

「(2) 人材の育成・確保」は、立ち上げ段階と事業段階に分けて整理をしておりますけれども、立ち上げ段階では、地域住民を主体としたワークショップの開催等を積極的に

推進する必要性でありますとか、長期的な人材育成が必要なことから、多世代で世代交代ができる人材群の形成を図ることが望ましい。

また、事務局の体制構築の必要性について触れておりまして、これらについては、都道府県や中間支援組織による支援が求められる。高知県の事例も記載をさせていただいております。また、都道府県、市町村、中間支援組織が連携してプラットフォームを形成するといった取り組みも効率的だと記載させていただいております。

事業段階につきましては、分野を横断した経営に必要な経理、マーケティング、マネジメントの知識・ノウハウが不可欠であるということ。これらのノウハウを持つ人材の活用や取得を進める必要がある。

そういった中で、外部専門家、地域おこし協力隊といった仕組みの積極的な活用を図っていくべき。

16ページにまいりまして、高齢者への福祉活動ですが、生活コーディネーターとの連携・活用の重要性についても触れてございます。

「（３）資金の確保」についても、立ち上げ段階と事業段階がございますけれども、立ち上げ段階については、設立時に一定の資金を準備することに留意すべきということで、行政においても、適切な支援を講じることが必要である。

また、事業段階については、幾つもの事業を組み合わせることで、事務コストの低減、事業の合わせ技等によって、事業が維持できる工夫を行う必要がある。

地産外商にも、積極的に取り組んでいくことが重要ということに触れております。

17ページ「（４）事業実施のノウハウ等」ですけれども、多くの場合には、組織運営や事業に必要な知識やノウハウ等を有していないことから、その環境整備を進めることが不可欠ということです。

特に小規模な地域においては、広範なノウハウ共有のための連携体制が求められる。

会計・税務・労務等のノウハウ、また、培われたノウハウの活用、広域的な取り組みの検討の必要性などについて、触れさせていただいております。

「（５）行政の役割、多様な組織との連携」。

行政の役割については、国、都道府県、市町村の役割分担と地域住民の取り組みの推進の必要性について、触れてございます。

その下は、最も地域に身近な行政機関である市町村の位置づけ、都道府県の広域的な観点からの位置づけ、国の利用者の視点に立った仕組みの改善や支援措置の拡充の重要性について、触れさせていただいております。

また、市町村としての取り組み方針を示すことの必要性や、先進事例に学ぶ、あるいは他の地域の取り組みとの磨き合いの場を設けることの重要性について触れて、その下で、地域における多様な組織との連携についても、記載をさせていただいております。

以上が内容でございまして、最後20ページにおきまして「6 最終報告に向けた今後の検討」ということで、今後これらの点の中で、地域運営組織の法人化の推進や人材の育成・

確保、資金の確保、事業実施のノウハウ等を中心に、さらに検討を重ねることとするというまとめ方にさせていただいてございます。

私からは以上でございます。

○小田切座長

青柳次長、どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、過不足がないか、あるいは表現ぶりがこれでいいのかということについて、委員の皆様方から、厳しくチェックをしていただきたいと思います。

全般について議論すると、散漫になると思いますので、目次をごらんいただきたいと思います。4つのパートに分けたいと思います。

それぞれ章と呼ばせていただきますと、1章から4章までは、我々のミッション及び実態認識、あるいは課題をまとめたものですので、これを1つのパートにいたします。

それから、5章は、言ってみれば、この報告書の中心たる章なのですが、5章の(1)はかなり分厚く議論しておりますので、法人化については、第2のパートとして、特出しして議論してみたいと思います。

5章の(2)～(5)までを第3のパートといたします。

最後の6章は、夏以降、何を議論するのかということです。これもまた第4のパートとして、議論させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、1章から4章まで、先ほど申し上げましたように、議論の前提になるところですが、この書きぶり、表現、あるいは過不足等について、いかがでしょうか。

名和田先生、お願いします。

○名和田委員

それでは、誰もおられないのであれば、私、事前にも意見を言わせていただいたりして、非常によい中間報告になっていると思いますので、ほとんど異論がないということが前提で、非常によい文章になっていると思います。

1つ、前にもちょっと申し上げたかと思うのですが、振り返ると、第27次地方制度調査会答申で、「地域自治組織」という概念が提起されて、それに基づいて、地域自治区という、日本で初めての都市内分権の法制度が整備されました。地域自治区制度を使うにせよ使わないにせよその後この「地域自治組織」＝都市内分権の取組は大変増加しまして、例えば全国市長会のシンクタンクであります日本都市センターが、「協議会型住民自治組織」と言い直して、調査をしたところ、全国の都市自治体に限りませんが、2013年度調査では、市と東京23区といった都市自治体の半分が、地域自治組織、都市内分権をやっているということが出て、かつ25年度の調査では、今度は6割の自治体が行っているという

ことが出ました。そうすると、「地域運営組織」という、総務省が出してきた概念を基軸とする調査と、数が合わないのです。単純に各都市自治体で15地区あるとして、もし「地域自治組織」なるものが、「地域運営組織」とイコールであるならば、物すごい数になるわけです。

ということは、「地域自治組織」と「地域運営組織」はやはり違った概念で、実態として大幅に重なり合う部分もありながら、例えばきょう御報告のあった川西町の組織は、地域自治組織でもあると言えらると思うのですが、なおかつ地域運営組織でもある。こういう共有部分を含みながらも、違ったところがあるということだと思いますので、この辺で、数が合わないことを発端として、各自治体における政策担当者とか、あるいはテーマ型のNPOをやっている方、あるいは地元の方々の間で混乱が生じないように、地域自治組織との違いに触れたほうが良いと思うのです。今からいきなりでは難しいようであれば、最終報告ではそこを明らかにしたほうが良いのではないかと。

特に地域自治区等は、必ずしも地域運営組織ではないという観点で考えると、今、存在している地域運営組織は、まさに3ページに書いてあるわけですが、一体型として始まるのが大部分で、その後、その中で、とりわけ経済的リスクが大きかったり、事業性が高かったりする部分について、株式会社として、あるいはNPO法人として切り出す、法人として切り出すといったことが行われて、分離型と称するものになるという、そういう捉え方でいいのではないかと思います。地域自治区において、地域協議会と実動部隊が分かれているというイメージの分離型とは少々意味が違うのだらうと、この間、考えた次第です。

そういうことも含めて、今、座長が整理された第1ブロックのところは、これでいいのではないかと思います。地域自治組織とか、協議会型住民自治組織とか、そういった存在との違いを最終報告では書き加えたほうが、政策担当者にわかりやすいのではないかと懸念を持ちましたということでもあります。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございます。

事務局からの御発言は、途中でまとめていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。藤山委員、お願いいたします。

○藤山委員

今、名和田委員がおっしゃったことの延長線上にもあるのですが「4 地域運営組織が目指す取組等」というところが、自主組織から一步踏み出たところでもあると思っていて、何が言いたいかというと、小さな拠点ということを、今、地方創生では具体的に展開しつつあるわけですし、ただ、小さな拠点も、車にたとえたら、車体だけつくってもだ

めで、エンジンであるドライバーをつくることが、本当は一番大切なことなわけですが、表題にもあるのですが、それをもうちょっと強調してもいいと思います。

特にこういった資料は、7ページみたいな図にみんな必ず目がいてしまうのです。一番下の生活サービスの広範な維持・確保とか、地域における仕事・収入の確保というのが、小さな拠点で具体的にやらなければいけないことなのです。なので、小さな拠点と地域運営組織がその中のエンジンであるドライバー役なのだというのを、この図の中で表現しておいたほうがいいと思います。絶対にこの図は流布されるというか、アピールしていきますから、そういった形で、より強調した地域運営組織が、小さな拠点を一番支えるというか、一丁目一番地なのだという形で、この図で表現してもらったらいいのではないかと思います。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。これも大変有効な御意見だと思います。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員

表題のところは地域課題解決のためのということなのですが、全体として見ると、今、出ているように、むしろ中山間地域の小さな拠点とセットになって、地域運営組織が述べられているという印象を持ちます。

例えば町中の空洞化をどういうふうに解決していくのかとか、そういったいわゆる町場における地域運営組織のあり方という捉え方もあっていいと思うのですが、そこは小さな拠点とセットで、こういった運営組織を考えていくということで打ち出すのであれば、そういうことは、むしろはっきりと言ったほうがいいと思います。だから、地域の課題解決というところに、例えば「中山間地における」ということを入れるかどうかぐらいのつもりで検討する必要があるのではないかと。そこのところは、これからの議論かと思えますけれども、私が読んだ感じだと、そういう印象を持ちました。

○小田切座長

ありがとうございます。これも大きな課題をいただきました。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

今のお話でいろいろと具体的になっていくのだろうと思うのですが、2ページで、KPIとして、小さな拠点の形成数を1,000カ所、地域運営組織の形成数3,000団体を目指すと書いてありながら、やはり3,000を数えるときに、大分迷うことになりそうだと思うので、こ

ここにしっかり数字を掲げるのであれば、どういった団体をカウントするかというのは、きちっと共通認識を持って、ある程度のことは、ここに書き込んでおいたほうがよいのではないかと思います。

○小田切座長

ありがとうございます。

それでは、ここで一旦区切りたいと思います。いずれも大変重たい課題をいただきました。RM0、地域運営組織と地域の小さな拠点との関係、あるいは地域自主組織との関係、さらに地域運営組織のフィールドとしての都市の位置づけ、数値目標、これはまさに入り口にふさわしい議論なのですが、ここをめぐっていかがでしょうか。事務局から何か御発言があれば、お願いいたします。

○志知参事官

今、いただいた御指摘でございます。

名和田先生からいただきました、地域自治組織などとの概念整理でございますが、確かにいろいろお話を聞きますと、地域自治組織、また、地域運営組織との違いというのは、混在されているようなことをよく聞きます。ここにつきましては、また検討させていただきます、整理できれば、それを書いていきたいと思っております。

あと、いただきました、7ページの図のところでございます。これにつきましても、工夫を考えたいと思います。

小さな拠点とのセットという意味で、中山間地域というお話でございますが、確かに地域運営組織の話は、我々はまず小さな拠点のほうからまいりましたので、中山間地域を主な対象として考えておりましたけれども、特に地域を限ってというところまでは考えておりません、そのあたり、どう整理するのか。確かにおっしゃるように、主たる対象としましては、過疎、高齢化が進んでいる中山間地域が主体かと思いますが、その中で、都市部でも起きております、高齢化の状況に対しまして、どこまで通用するかというあたりを考えさせていただきたいと思います。

あと、池本先生から言われていました、どういう団体がカウントされるのかにつきましても、もうちょっと整理をさせていただければと思います。

以上でございます。

○小田切座長

今の御提案について、いかがでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻委員

先ほどありました、地域自治組織と地域運営組織というのは、確かに表現は非常に似て

いるので、そこは整理する必要があるのですけれども、これは全く違って、5ページに書いてあるとおり、今回定義された地域運営組織というのは、行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属します。これに対して、地域自治組織というのは、地域自治区だとか、合併特例区だとか、地域審議会です。これらは自治法に規定された公法上の組織ですから、基本的に全く異なります。

ただし、地域運営組織をつくるときに、通常のNPOの組織をつくるのとは違って、地域自治組織に依拠しながらつくりやすくするとか、工夫の余地はありますが、基本的には、地域自治組織と地域運営組織は全くの別物です。そここのところは、クリアにしておいてほしいと思います。

○小田切座長

名和田委員、いろいろと御議論があると思います。どうぞ。

○名和田委員

今のことに、異論を言うわけではないというか、異論を言うのですけれども、地域自治組織という言葉は、確かに第27次地制調答申から地域自治区制度の成立に至るまでは、おっしゃるとおりだったのですが、その後、この概念は、地域自治区制度ができたときに、フリーになったのです。一般名詞として、誰がどう使ってもいい名詞になってしまって、それで全国の自治体でいろんな意味で使われてしまっています。中には自治会町内会のことを地域自治組織と言っている用例さえあります。

日本の都市内分権の大きな特徴なのですけれども、あくまでも民間側が自主的につくった組織を市長が認定するというやり方をとる場合が大部分です。直接的に地域自治区をつくるとか、こういうやり方ではなくて、民間サイドが作ったいわば一体型の住民組織を市長が地域自治組織として認定するという格好をとる制度設計が大部分です。そうすると、先生がおっしゃった、2004年までは正しかった定義が、その後、非常に広がってしまっていて、私的組織としてつくった地域の組織を市長が認定したものが地域自治組織だと、今、多くの自治体の方々が思っているのです、やはりそういった観点からの言葉の整理も必要ではないかと思います。

○小田切座長

矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

これは全体的によく整理をされて、伝えられているのではないかと考えておりますけれども、先ほども皆さんから議論があるように、しっかり伝えられるような言葉に変えていくことが大事であります。将来像ばかり描いていると、早く組織の設立を図るという考え

ができなくなり、危機意識が薄れていく。ですから、不安の解消を早く図るために立ち上げて、将来はこういうビジョンの中で動いていきます程度にしないと、余り将来を描くことに時間をかけると、立ち上げにくいのです。自分たちの小さな不安を解決していくところから立ち上げていって、その中で、皆さんと議論をしながら、活動しながら、長い時間をかけて、その組織を充実させていくというのが、プロセスだろうと思っておりますので、そういう面では、立ち上げやすくするためには、不安の解消を図っていくという、小さなことをしっかりここでうたって、将来はビジョンを持ってみんなでやっていこうということを、どこかでうたい込みをしていくほうが、分かりやすく設立したくなるのではないかと考えます。

○小田切座長

ありがとうございます。今の御意見は、5の中で、立ち上げ段階、事業段階というふうに、幾つかの項目で分けておりますので、あえてそういう分け方をしたということを1～4のどこかで書いておくという、そんなことでよろしいでしょうか。

○矢野委員

はい。

○小田切座長

それでは、今までの議論で整理をしてみたいと思いますが、地域運営組織と地域自治組織との関係は、今、名和田先生がおっしゃったように、学会でもいろいろ議論があるところですので、その概念の整理、でき得れば、図の上で整理するようなことにチャレンジしてみたいかがでしょうか。

同様に小さな拠点との関係性も、やはり図の中で整理するようなことをチャレンジしてみる。これはできるかどうかわかりませんので、とりあえず試みたいと考えております。

まだ議論がされていない非常に大きな論点は、都市のRMOの位置づけです。これをどうするのか。今回の報告書は、中山間地域にかなり傾斜したものだということを、あえて先に語ってしまって、8月以降、都市の議論をするという書きぶりもあると思います。そのあたりの位置づけは、いかがでしょうか。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員

先ほどから出ていますように、こういった地域運営組織がもう少し機能として必要だというのは、実は町中でもかなりあるのではないかと実感を持っています。むしろそういういったところに、こういった考え方を入れて、地域運営組織をうまく町中で回していくような仕組みをつくれないうという考え方は、全国の都市自治体にとっては、共通課題で

はないかと思っています。

○小田切座長

ここは報告書の基本的なスタンスにかかわりますので、皆様方の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

名和田委員、お願いします。

○名和田委員

私は、普段、横浜という日本最大の都市自治体で勉強し、かかわっておりますが、この報告書をそのまま適用できるという感じなのです。横浜は人口爆発が激しかったので、とりわけ行政が薄い。したがって、市民活動や地域活動がかなり盛んであるという、もともとそういう特徴を持っております。もちろん行政が薄いというのは、行政がサボっているという意味ではありません。行政もちゃんとやっているのですけれども、いかんせん、370万人もいるということで、薄くならざるを得ない。そこは行政と協働しながら、地域あるいは市民活動が頑張っている。こういう自治体の現段階においては、この報告書はほとんど違和感がないのです。ですから、別に中山間地域という限定を外されても、横浜の人が普通に読めるという感じだと思います。ですから、どこかを変えて、都市部にも適用できるような報告書にしようというより、単純に限定をとってしまえば、そのまま日本の多くの都市部で読めてしまうものではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○小田切座長

藤山委員、お願いします。

○藤山委員

私も同じように思っていて、先行的に人口減少などが進んだ中山間で、こういうものを立ち上げていくのだけれども、それは今の団地や町の中心部でも共通の課題なので、そこにもこういった地域運営組織であり、一種の小さな拠点、それが将来的にはネットワークというか、パートナーエリアとしてやっていくような、こういうものが示されていけば、いけるのではないかと思います。

○小田切座長

いかがでしょうか。

都市にも適用できるということは、委員の皆様方、異論がないところだと思いますが、報告書のストーリーとしてどうするのかということです。中山間地域を中心に今回は議論して、出口の6のところ、都市についても、これが適用できるので、最終の本報告においては、そこを検討するという形で書くのか、そうではなくて、名和田先生がおっしゃる

ように、まずは限定を外してしまって、都市も含めて考えているということでスタートするのか、ここはいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員

都市部のRM0も扱うことには賛成なのですが、今まで現に議論の中で、それほど取り上げてこなかったと思いますので、共通点が多いということに気づいたので、後半に議論ということで、皆さん、いかがでしょうか。

○小田切座長

いかがでしょうか。

○名和田委員

そのほうが、読みやすいと思います。

○小田切座長

加本委員、お願いいたします。

○加本委員

この論議が始まる時には、やはり地方の地域の疲弊をいかに食いとめるかということが出ていて、その後、最終的に都市の場合はどうするかという、それが適用できるかどうかということが、最初の段階では出ていたようで、そのまま受けとめれば、これから論議されてもいいのではないかと考えております。

ただ、大臣のお考えなどを見ると、地方の疲弊をどうして食いとめるか。都市部も確かにドーナツ化して、高齢者だけの買い物の場もないという話もあるのですが、高齢化、少子化の中で、一番目についているのは、地域の町内会がやれなくなってきたという部分がありますので、例えば地域の疲弊した中で、空き家とか、耕作放棄地とか、所在不明の山林とか、そういうものが今後どんどん出てくる状態の地域になっているのです。これらを何とか支えるような方策を考えてほしいという気持ちがありますので、そういう面では、前段で進められていた方向をやって、あと、都市部に適用する場合は、いかにすべきかという思いが、結構重たい気持ちで持っております。

○小田切座長

今、加本委員にまとめていただいたように、中山間地域から入って行って、その課題が都市の課題と共通することを最後に認識する。今回の原案はそうなっているのですが、それを維持するような形でいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小田切座長

そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、1～4について、ほかにいかがでしょうか。

とても大切な議論をしていただきまして、ありがとうございます。

後で戻りますので、先に進ませていただきます。若干時間が押しております。申しわけございません。

いよいよ中身に入っていきたいと思いますが、5の「(1) 法人化の推進」についてでございます。これは積み残しの課題も含めて、書き込んでおりますが、いかがでしょうか。

名和田委員、お願いいたします。

○名和田委員

この議論のときに、いろいろと意見を言ってきましたので、それをよく書いていただいていると思います。

特に、今、手を挙げましたのは、地縁型組織につきまして、2つの方向性があるということを書きこんでいただいたことは、非常にいいと思います。現行の認可地縁団体の規定をちょっといじったら、地域のニーズに合致するものになるとは限らないと思いながら、私が悩んでもしょうがないのですが、悩んでおりましたので、新たに別な仕組みを考える余地もあるということを書いていただいて、これで非常にいいのではないかと考えています。

あと、前から、その議論はしないという前提だったかと思いますが、地域にとって関心が深いのは、税制上の優遇措置みたいなものがどうなるかということだと思います。この有識者会議で、結論を出したり、議論したりはしなくていいと思うのですけれども、そういった課題があるということ、6とか、最後のところで書いてもいいのですか。そういう論点について、触れずじまいだと、地域から失望が出るのではないかという気がいたします。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございます。

一通り御意見を伺いたいと思います。池本委員、お願いいたします。

○池本委員

私は、NPO法人のを中心に4点申し上げます。

10ページで、地域住民主体型のNPO法人と書いていただいたのは、とてもよかったと思いまして、地域に限定したNPO法人という言い方も、ここまでの会議の中では、割と出てきていたのですけれども、活動そのものは、より外に広がっていくべきということもありますので、地域住民主体型という名前は、とてもよかったと思いました。

11ページの認定NPO法人の条例指定を積極的に活用すべきというところで、もし可能であれば、もう少し具体的に書き込んでいただきたいと思った情報がありまして、7月6日に内閣府で地方分権改革の提案募集の内容のまとめが出ておりまして、そこに、青森、埼玉、神奈川、横浜、滋賀、徳島、長崎、熊本、それぞれの自治体から、条例指定制度をもっと柔軟にしてほしいという要望が出ております。今、条例指定は、条例そのものに団体の名前などを書き込まないといけないので、指定するたびに条例改正が必要なのです。これは非常に手間がかかって、指定してから半年ぐらいかかっていたりして、大変だということで、認定NPO法人と同じように、告示等で対応できるようにしてほしいという要望が挙がっていますので、これはこの会議の報告書にも入れておいて、実際の法改正にもっていければいいと思っております。

もう一つは、今まで余りそのような例は出ていなかったと思うのですが、地域運営組織で、例えば寺社仏閣の管理とか、お祭りなどを積極的に担っていくようになった場合、そういった団体が認定NPO法人とか、NPO法人をとると、もしかすると、それが宗教活動に当たって、NPO法に抵触するというような、不利益をこうむる可能性がなくはない。余り心配は要らないかと思うのですが、そういった活動もRMOで積極的にされていくことが見込まれるのであれば、この辺の法解釈の整理もしておいたほうがいいと思いました。中間報告には、そこまでは書き込めないかもしれませんが、気がついたので、申し上げておきます。

14ページの法人制度の理解の促進というところで、こちらも今までの会議で、何度も法人整理の一覧表みたいなものを出していただいていますので、それでまずは十分だと思うのですが、より具体的にするとすれば、法人を初めてつくと、登記とか、法務局とのお付き合いみたいなものでつまずく団体さんが多いものですから、その辺のこととか、あとは、事業が発展したときに、どういった法人格だと、どんな融資が受けられるかみたいなことも、情報としてあると、よりよいガイドブックになると思いました。これもここに書くというよりは、実際にガイドブックをつくる時の話だと思います。

ありがとうございます。

○小田切座長

ありがとうございます。

具体的なお話が出ておりますので、もし今の池本委員の御発言に対して、何か答えるべきところがありましたら、いかがでしょうか。

○志知参事官

今の御指摘は、我々のほうで受けとめて、検討させていただき、今回、中間報告で書けるものについては、書きまして、今回、間に合わなければ、最終報告なり、ガイドブックのほうで、また書き入れていきたいと思えます。

○小田切座長

ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

13ページから14ページにかけて、言い切っておりますから、私はいいほうに捉えているのですけれども、法人制度を参考として、地域運営組織の活動を阻害することのないようという、独特な言い回しをされておりますが、使いやすく、機能的な組織となるよう留意しつつ、上記の論点を含め、さまざまな角度から検討する必要があると、ここで言い切られておられると思うのですが、阻害することがないようということ、私は痛切に感じながら、これがさらにまとまっていくのではないかという思いがしたものですから、ぜひこういうことで、進めていただきたいと思っています。

○小田切座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。加本委員、どうぞ。

○加本委員

14ページの関係ですけれども、人材育成の確保についてということですが、これは育成の確保ということで、参考資料2のカラー刷りのものにもありますけれども、この中で、都道府県による主導的な施策が必要であるということですが、いわば地域の主体性にも留意していく必要があると思えます。一方的な施策にならないよう、地域の実態を反映した、やらされ感がないような、余り一方的に主導してしまうと、行政がやるような感じになりますので、やはり自主性のある、主体性のある、泳げるような組織にさせていただかないと、一生懸命育てるために、結局、行政の補助機能になってしまつては困るという部分がありますので、その辺は、また御検討いただきたいと思えます。

○小田切座長

ありがとうございました。手段と目的と履き違えないようにということだと思います。

今の(2)は次のパートになりますが、法人格のところ、ほかにいかがでしょうか。

名和田先生からの税制の話は、最後に御議論いただきたいと思えますが、いかがでしょ

うか。

書きぶりとして、かなり議論しているところですので、その議論をできるだけ的確に反映するという、そんな努力をしておりますが、遠慮なく、どうぞ。

加本委員、どうぞ。

○加本委員

直接税制ということではないのですけれども、資金の確保、もうそこへ入ってよろしいですね。

○小田切座長

それは、次のパートにしたいと思っております。法人格の話でお願いいたします。

○加本委員

それでは、後にします。

○小田切座長

ありがとうございます。

法人格のところ、いかがでしょうか。5の(1)のところですか。

それでは、名和田先生からありました、税制についてのチャレンジを何らかの形で表現したらどうかという、ここはいかがでしょうか。

名和田先生、もう一回、御説明をいただければと思います。

○名和田委員

この有識者会議に限らず、経済産業省とか、あるいは総務省での研究会にも参加させていただきまして、大変勉強させていただきましたけれども、やはり法人制度の設計をしている最中に、税制上の話まで入れてしまうと、頭が非常に混乱するということがありまして、それは分けて考えたほうがいと私自身も思いましたし、研究会、有識者会議等でもそうなったと思います。したがって、後の課題だと思っておりますけれども、課題なら課題として、現状、既に税制上の優遇措置というのは、例えば認定NPO法人などにはあるわけです。そういうことを確認しつつ、そういったことについての地域側の要望も非常に強いということ意識した書き方をどこかに入れるということは、してもいいのではないかとということで、先ほど意見を申し上げさせていただいた次第です。

○小田切座長

いかがでしょうか。何人かの委員の方々が、首を縦に振っておりましたが、うなずいていらっしやいましたが、いかがでしょうか。

これは事務局から何か御返信はありますか。

○志知参事官

税制の話は、難しいところでございますが、我々としましては、意識しておりまして、この中でも、認定NPO法人のところで、現在ございます優遇措置等について、積極的な活用を書き入れているところでございます。書きぶり等をどうするのかは、工夫が要るかと思っておりますので、また委員の皆様方と御相談しながら、考えさせていただければと思います。

○小田切座長

ありがとうございます。

いずれにしろ、6の今後の課題のところに、何らかの形で触れるようなことが望ましいかもしれません。先ほど名和田先生におっしゃっていただいたように、税制に触れた瞬間、ハードルが一举に100倍になるというイメージがありますが、未来に向けた課題というところには、書く必要があると、私自身も考えております。できるだけ、そのように検討させていただきたいと思っております。

法人格をめぐって、いかがでしょうか。

それでは、法人格以外の5のところ、きょう、人材育成もございましたので、5の(2)～(5)まで、大変重要な論点となっております。

加本委員、お待たせしました。ここでお願いいたします。

○加本委員

16ページのところですけれども、ここで「(3)資金の確保」というものが出ておりますが、ここに入っている部分以外に、資金はありますけれども、資産の問題の取り扱いについても、今後、必要な論点として盛り込んではどうかと思っております。

具体的には、地域においては、今、空き家とか、あるいは耕作放棄地とか、所在不明の山林等が非常に多く発生しつつあります。今後ますますこういう可能性が増加して、いわば墓も守れない、あそこも守れない、都会へ出てしまうということが、田舎はたくさん出つつあります。そういう放置されたままのものを、今後、運営組織が、その地域の資産として活用して、あるいは経済活動や地域運営に使うということも考えられるわけで、ただ、この場合、ネックとなるのが、税法上の扱い、さらには仮に税法上の優遇措置でもあれば、地域の遊休資産を活用していく動きにもつながると思って、やはり地域の自主組織、運営組織、それ以外にも、農村地域では、組合とか、そういうところもかかわっている部分が相当ありますので、そういう面も含めて、そういう動きができるような、資産の問題も何か書き入れておいたほうがいいのかという気がしております。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございます。遊休資産の活用という項目で、まとめられるような気がします。が、そこを追加的に分厚く書き込んでいくという御意見でした。

ほかにはいかがでしょうか。藤山委員、お願いいたします。

○藤山委員

今の法人化も含めて、5のところは一番肝の部分だと思うのですが、わかりやすく、今までと何が違うのかということ、明確にあらわさないといけないと思っていまして、それはそれぞれのところでしっかりと書き込んであるのですが、今までは、先ほど小さな拠点みたいなものもあったのですが、法人化の組織にしても、人材育成にしても、資金にしても、行政の対応にしても、個別課題に対して、個別解決をかけるということで、ずっとやってきてしまったわけです。それごとに、ばんそうこうを当てていく。でも、それではやはり無理だという課題意識があると思います。そこをできれば、使用前、使用后ではないのですが、対照表、今まではこうだった、人材育成にしても、それぞれの個別分野では、農業は農業、福祉は福祉でやってきたのですけれども、そうではない、先ほどのきらりよしじまさんがやっているような、地域ぐるみの人材育成ができると、すごくわかりやすく、インパクトがあると思います。

それと、今から小さな拠点とか、地域運営組織がどんどんやっていくに当たって、地域は地域ぐるみで、分野を横断して、チームとしてやり始めようとしているわけです。そのときに、行政が相変わらず縦割りだったら、元も子もないと思っていまして、行政の役割でもかなり書き込んでいただいているのですが、きょう、川西町さんが非常にいいお手本を示されたように、行政の組織体系としても、分野を横断したものをしっかりつくっていかないと、実際にはできないというところまで、できれば踏み込んでいただいた上で、今のような法人化から人材組織、行政の部分も、今まではこうだけれども、今度はこうなのだという形になれば、非常にいいと思います。

ただ、これは、そこに目がいってしまうので、今回でそこまでいけたら、一番いいのだろうとは思いますが、最終報告にもっていくということもあるのですが、そういったものがあると、成果としても、非常にわかりやすいのではないかと感じています。

○小田切座長

今、大きな提起がございました。

牧野委員、いかがでしょうか。

○牧野委員

まさに今の行政の役割のところは、非常に重要な観点で、地域運営組織のもともとの役

割を考えたときに、自分たちの地域を自分たちでできる限りやっていくという、まさに自主自立の考え方があって、やり切れない部分を行政が補完していくという考え方は、根底としてあるべきだと思います。行政のほうは、逆におせっかいをかけていくような話になってしまえば、本末転倒ですので、むしろこういった運営組織でやることによって、当事者意識という言葉が盛んに出てきますけれども、まさに当事者意識から始まる中で、自分たちの地域を自分たちでちゃんとつくって、それを次世代にちゃんと継承していく仕組みをつくっていかうということこそが、一番大事な核になるところだと思います。だからこそ、それを実現するために、行政としての補完機能をどういうふうに発揮するかという、そういった観点から、書いていかなければいけないと思っています。

市町村の役割というのは、まさにそういった意味では、地区によって変わるわけです。できているところは、手を出さなくてもいい話で、むしろ手を入れなければいけない、そこまでやり切れないところに対しては、補完できるようなことをやっていかなければいけない。これは市町村別に見ても言える話であり、都道府県から見ても、やり切れる市町村とやり切れない市町村があるということから、補完関係でやっていくべきだと思います。

そういう意味でいいますと、15ページの真ん中の高知県の事例は、私から見ると、やや書き過ぎといたしますか、事例として、コラム的に扱ってもらうのはいいと思うのですが、県としての役割がこうであるということを言い切ってしまうのは、いかがかという印象があります。

○小田切座長

矢野委員。

○矢野委員

私はこういう事例を示してこそ、理解が進むのだと思ってしまして、相対的な話をさせていただくならば、今の部分はよく整理ができておりますし、この整理の中で、法人化の推進、人材の育成から行政の役割まで、この5点の課題と解決の整理をして、国のほうも一覧表を出しています。例えば人材の育成・確保とするならば、そのもので、国としてのこういう役割を果たして、こういう事業のメニューがありますということが、わかりやすくつづられております。それを今の1～5でさらに整理をしてもらって、そして、その上に、各県の独自性が入ってくると思うのです。それをつくって、県の独自性にプラス市町村の独自性を入れて、伝えていくという資料を添付していけば、すばらしい伝え方の資料に、中間的になってくるのではないかという思いがして、とにかくいろんな組織を立ち上げたい、立ち上げられるような仕組みを、この中でしっかり伝えていく作業をすることが大事ではないかと思っています。

もう一度言いますけれども、今の資料の1～5で、例えば人材の育成・確保なら、こういう論点がありました。その中で、こういう課題が浮き彫りになりました。その解決の方

向として、国は人材の部分について、こういう支援があります。その中で、あるモデル地域はこういう解決方法を図っているという、今まで言われたモデルがあります。それは県であり、市町村であっていいと思うのですけれども、そこは地域で違いますから、今度、県独自のやり方があるのです。その資料を県に添付させて、その後で、市町村の独自性、例えば構原町であれば、構原町の独自性を出すことによって、新しく立ち上げたくなるような、仕組みの伝え方になってくるのではないかと、強く思いました。

○小田切座長

ありがとうございます。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員

事例を載せてはいけないとは言っていないのです。まさにそういった事例をたくさん載せていくことに対して、異論はないのです。ただ、ここに書いてあるものをそのまま読みますと「当該地域や市町村単位でこれらを行ふことは困難な面があり」ということで、ここまで一般化されてしまうと、ちょっと困るという思いを持っています。いろんな地域がありますから、地域によって様々な解決法がある中で、こういった事例もあるということです。こうした事例に言及することには、全く異論はありません。

○小田切座長

一般化の仕方ですね。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

15ページの記述のところは、私も同じような感じがあります。先ほどの地域自治組織と地域運営組織の話とダブるところがあるのですが、地域運営組織といったときに、暗黙のうちに、公法的な組織として考える場合があって、そのために、市町村が行うことを前提に、それをカバーするものとして、都道府県とか、中間支援組織の記述がここに出てきます。

今、牧野市長が言われたとおり、地域運営組織の最大のパートナーは、市役所であり、市役所の自治推進課であり、NPO組織でつくと、NPO推進担当課等です。ここの共同関係が基本にあって、この他に、都道府県ですとか、他のアクターも出てくることになります。

先ほど議論がありましたが、地域自治組織の中にいろんなものがあっても構わないのですが、少なくとも、狭い意味での公法上規定されている組織とは異なるということは、はっきり書いてくださいということです。

○小田切座長

ありがとうございました。具体的な論点をありがとうございます。

少し論点整理をしてみますと、皆様方には、第5章をより魅力的なもの、わかりやすいものにするという議論をしていただいております、その方向性として、恐らく2つの議論になろうかと思えます。

1つは、全体を貫くような、ある種の原理原則のようなものをまとめて書いたらどうかという議論がありました。その原理原則の中には、ただいま議論があったような、補完性の原理とか、あるいは自治体との協働とか、さらに藤山委員からありました、個別最適ではなく全体最適、こういった原理原則を第5章の冒頭のところに書くことによって、後々の(1)～(2)に対する我々の基本スタンスが明らかになるのではないかというのが、1つの考え方です。

もう一つは、藤山先生に言っていただいたのですが、(1)～(5)までのいわばビフォーアフターを表にするというご提案です。表にするかいなかはともかく、それを明確化するという事だろうと思えます。これは二者択一では決してないとは思いますが、そういう御提案があったと整理できそうです。

いかがでしょうか。いずれにしても、魅力化、あるいはわかりやすいものにするということでは、皆様方方向性は一致しております。いかがでしょうか。

牧野委員、いかがでしょうか。

○牧野委員

そのほうがいいと思えます。

○小田切座長

それでは、原理原則を書くようなチャレンジをする。これは率直に言って、書き切れるかどうか自信がないので、とりあえずお任せいただくことにさせていただきます。

それから、とりわけビフォーアフターは、自信がないところですが、藤山委員、もう少しお話をさせていただくと、ありがたいと思えます。

○藤山委員

これも新たに書き起こすということではなくて、ここのエッセンスをそういう形で表現できれば、一番いいのではないか。今までとどう違うのか。法人格にしても、人材育成にしても、今まではこういう考え方が支配的だったけれども、これからはこういう方向もあるという形でやったらいいのではないかと思えます。

○小田切座長

わかりました。

これもそういう方向でのチャレンジということになりますが、考えさせていただきたいと思います。

事務局からはいかがでしょうか。

○志知参事官

御指摘も踏まえて、ちょっと工夫をしてみたいと思います。

○小田切座長

繰り返しになりますが、今、議論をされていることは、修文上でも難しいところですので、そのままできるかどうかはわかりませんが、とりあえずお任せいただくということをお願いいたしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。名和田委員、お願いします。

○名和田委員

短くしたいと思いますが、先ほどの川西の取り組み、きらりよしじまの取り組みは、非常に感心しながら聞いていた次第で、あの人材育成というのは、それは恐らくかつて都市部や農村部、両方において実は存在していた自然的な人材育成の仕方を現代的に復活させたもので、非常にすばらしいものだと思われ受けとめました。事務局機能が充実するということが重要であるということは、この報告書の人材育成のところにも書かれています。

それで、多分都市部の課題かもしれない、6に書くべきことかもしれないのですが、都市部だと、今度は事務局機能の空間的受け皿である拠点施設が課題です。それが非常に課題になっていて、地域運営組織をつくったのはいいけれども、全然拠点の手当をしていない自治体はたくさんあるのです。非常に地元組織は苦勞している。学校の空き教室を借りたり、自治会館を使ったりしています。

それから、行政側の仕組みとしても、きょうは川西の取り組みで、公民館を転用されているのです。これは非常に今、たくさん見られるやり方で、社会教育サイドから少し異論があるかもわからないのだけれども、どうしてもこういうふうにして、空間を確保することが課題になっている。この辺の事務局機能にプラスして、拠点の確保の仕方が大きな課題です。都市部でのコミュニティーセンターをつくるときに、老人憩いの家と児童館と一般のコミュニティーセンターを合築して、でも、補助金の出処が違うから床に線を引けとか、そういうつまらない縦割りがありますので、縦割りの排除という行政側の論点もあると思います。

そういったことで、都市部での課題で、農山村では場所はたくさんありますとおっしゃるかもしれないので、どこに書くのかは難しいのですが、拠点のことも少し触れたらよい

のではないか。都市部では場所がないものだから、民設民営のコミュニティーカフェとかを活用している事例もたくさんありますので、どちらかという、都市的な課題なのかもわかりませんが、どこかで入れていただけるとありがたいと思っております。

○小田切座長

いかがでしょうか。

まさにおっしゃるように、物的な拠点は農村部では、当然あってしかるべきものという考え方があって、盲点になっている可能性があります。逆に言えば、ないところでは、決定的な条件不利になっている可能性がありますので、その意味では、あえて書き込むということが必要なのかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員

18ページの行政の役割とか、多様な組織との連携になるのでしょうか、地域運営組織については、人材育成の必要性については、もちろん謳われているのですが、いわゆる行政の専門性を持った人材育成という部分がどういうふうにして取り組んで、もちろん必要だと思うのです。

特に人事異動が3年に1度ぐらいずつ入っていきますので、いわゆる運営組織とかかわる職員がある程度の専門性を持った職員の育成という部分を、どうしていくのかという部分がそれは行政の役割の部分に入るのではないかと思うのです。

あるいは連携のノウハウです。今までのように仕事を出せば、何とかそつなくこなすという部分がなくなってくると思いますので、コミュニティーもビジネスを起こしながら、次世代の確保等、取り組まなくてはいけない部分では、ある意味、行政内部の人材育成の重要性というのは、何か盛り込まなくてもいいのかと思ったところでした。

以上です。

○小田切座長

これも大変重要な御指摘をいただきました。

多くの委員の皆様方がうなずかれておりましたが、矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員

行政も組織も全て、人の循環というのは、非常に大事な役割を果たしてくると思います。循環の仕組みをしっかりとやっていくという言葉はここに入れることによって、つながっていくのではないかと考えております。

最初の川西町のものも人の循環です。うまく循環機能を持っている部分の中で、私が強く感じたのは、私どもの町の中で、具体的に言えば、会計処理をする事務的なもの、例え

ば政治的な関係の人間は、リーダーとしていつでも出てくるのです。しかし、事務分野として、つまり複式簿記をやって、そのもので、総会も済ませていって、ちゃんと全員につないでいくという、事務処理の職員の育成は、非常に難しいのです。ですから、よその人材を引き抜いたりですとか、商工会に行って、段階を踏んで学ばして育成するとか、いろんな方法を、今、やっているのですけれども、最終的に事業がふえていく、メニューがふえていくにしたがって、複雑になってきますから、そのところを川西さんはどのように育成しているのかと思って、具体的に事務分野がしっかりしていれば、どんどん広がっていくと思うのです。政治家はたくさんおりますから、事務的職員の育成をどうしていくのかということ、教えてもらいたいと思いました。

○小田切座長

今の論点は、ほかの委員も、川西の皆さんにお尋ねしたいことだと思います。これは高橋委員でよろしいですか。

○高橋委員

今、各地区の交流センターの指定管理を受けている団体は、立ち上げ当初、行政から支援をいただいて、その辺の事務処理の研修をやってきました。現在では、それぞれ事業の規模も違いますので、会計ソフトを入れて、その中で複式をつくっているところがあったり、あるいは地域住民の中には、会計士さんであったり、税理士さんなどがいらっしゃいますので、その方々の指導などをいただいて、先ほど言いましたけれども、それも地域の中の人材育成として、住民の皆さんにそういうスキルをもつ方がいらっしゃいますので、その方々の御支援をいただいて、簿記については、専門性を持った職員を配置しているところなんです。

○矢野委員

ありがとうございました。

○小田切座長

それでは、そろそろ時間がなくなってきましたので、5の(1)以外のところはいかがでしょう。

私自身も少し考えてみたいと思いますが、今までの議論を聞いていると、人材の育成の「育成」という表現が、陳腐なことに聞こえてきますね。先ほど矢野委員は循環という言葉をお使いになりましたけれども、そういう言葉も含めて、もっと幅広いような人格形成ということも含めて、何か大きな言葉を考える必要があるのかもしれない。この辺も検討させていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。6に移りたいと思います。今後の課題ということで、

当然ここに書いてある以外を今後、検討してはいけないということではありませんが、ここに書き込むことによって、9月以降の検討がよりスムーズに進むということだろうと思います。今までの議論の中では、都市の課題がより検討が必要だということになっております。あるいは、税制の課題が何らかのことで検討が必要だということになっております。

ここに書いてあることの今の2点がつけ加わるとして、それ以外にございませんでしょうか。そういう方向でよろしいでしょうか。全体を通して、まだ触れられていない論点などがありましたら、この機会にお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど言いました、5をよりわかりやすく、なおかつ読む方々にとって、どのように魅力的にするのかという、ここはいろいろなチャレンジをしてみたいと思いますが、必ずしも成功するとは限りません。そのことをお許しいただきたいと思いますが、今までいただいたような意見を踏まえて、私のほうで中間報告案に反映し、次回の会議でお示ししたいと思います。

当然このプロセスでは、皆様方にメールベースでのやりとり、あるいは電話、場合によっては面会等を通じて、やりとりをして確認をさせていただくということもお約束させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小田切座長

ありがとうございます。

それでは、今までの中で、事務局から補足するべき点がありましたら、何かありますでしょうか。よろしいですか。

○青柳次長

今回から異動での参加で申し上げるのもあれかもしれませんが、都市の問題については、書き方、進め方についても、よく内部でも議論が必要なところですので、必ずどンドンやりますという感じではないかもしれませんが、これを留保させていただければと思います。

○小田切座長

その点もよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、今、お認めいただきましたように、中間報告案を皆様方の意見に基づきまして、私のほうで修文等をさせていただきたいと思います。

今回の会議はこれで閉じたいと思いますが、最後に牧島政務官から一言お願いたします。

○牧島政務官

着座のまま失礼いたします。

本日も委員の先生方には、たくさんの活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。中間報告の取りまとめに向けて、大変有意義な御意見、御示唆をいただいたと思っています。

その後、最終報告、さらにはガイドブックに、こういう書き方をしたほうがいいのではないかという具体的なものも、私もお話を伺いながら、ビジュアライズされてきたという感じがしております。

地域自治組織と地域運営組織の違いとかということころは、恐らくこれからも聞かれるところになるのではないかと思いますし、協議から一体型で、実際に行動する組織であるということとか、また、経済活動がそこにはあるのだということころ、石破大臣もよく稼ぐ力はどこにあるのかということをおっしゃっていますけれども、地域運営組織というのもの、そういうメッセージの中に出てくるのではないかと思います。

きょうは、きらりよしじまさんと川西町さんの御報告をいただきまして、人材育成という言葉が陳腐に聞こえると、座長からお話をいただいたとおり、18歳から35歳というのは、リクルートするのが、物すごく難しいターゲットだとも思っています。

今回の参議院選挙でも、18歳、19歳の中で、地元のことも、地域のことも、社会活動などもわからないから、参加しづらいという、率直な声も聞こえてきたように思っているので、小学生のうちから、ボランティア活動を通じて、私の住んでいる場所はどういうところなのかということがわかっていけば、それがまた社会参画、さらには政治参画にもつながると思っております。

きょうもどうもお世話になりました。ありがとうございました。

○小田切座長

政務官、ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、これで事務局にお返ししたいと思います。

○志知参事官

ありがとうございました。

次回は8月10日の1時半から3時で予定しております。

本日の会議はここで閉会とさせていただきます。本日は、御多忙の中、どうもありがとうございました。